

西宮税務署以外にも確定申告会場を開設

平成27年分所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および受付は2月16日(火)～3月15日(火)です。還付申告は2月15日(月)以前でも行えます。

西宮税務署は、税務署以外でも「確定申告会場」を開設します=下表参照。なお、今年の西宮税務署での確定申告会場は2月8日(月)～3月15日(火)に開設します。2月5日(金)までは、通常窓口での対応となるため、混雑時には待ち時間が長くなる場合があります。

西宮税務署を含め、各申告会場では、混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

期間(土・日曜、祝日を除く)	対象
西宮商工会館(櫛塚町2-20)	
2月2日(火)～3月15日(火)の午前9時～午後4時	年金所得者、給与所得者の還付申告者(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告を除く)
アピアホール(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	
2月2日(火)～15日(月)の午前9時半～午後4時	年金所得者、給与所得者の還付申告者(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)
2月16日(火)～29日(月)の午前9時半～午後4時	年金所得者、給与所得者、事業所得者など(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)

※土地・建物・株式等を売却した所得、贈与税および相続税に関する相談が必要な場合は西宮税務署へ来庁を

問 西宮税務署(0798・34・3930)

インフォメーション

◆市から

西宮養護学校校舎改築事業基本計画(素案)への意見募集

教育委員会は、老朽校舎の解消と教育環境の改善を目的として、西宮養護学校の改築を計画しています。これに伴い、「西宮養護学校校舎改築事業基本計画」の素案について皆さんの意見を募集します。

素案は学校施設計画課(市役所東館7階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布するほか、市のホームページ(市政情報→参画と協働)にも掲載。頂いた意見は教育委員会の見解とともに公表します(個人情報を除く)。電話での意見の受付や個別回答は行いません。

【意見の提出】2月24日までに郵送(消印有効)かEメールで学校施設計画課(0798・35・3891)へ。持参も可

飼い犬登録内容変更時は届け出を

飼い犬の登録内容に次のような変更がある場合は必ず届け出ください。なお、3月末頃に平成28年度の狂犬病予防注射案内通知書を郵送する予定です。

問合せは動物管理センター(0798・81・1220)へ。

【届け出が必要な事由】飼い犬の死亡、飼い主の変更(譲渡、飼い主の姓の変更等)、飼い主の住所変更(市内の転居、市外からの転入)、飼い主の市外への転出(転出先の市町村で届け出が必要)

病院事業経営審議会委員を公募

市は、市立中央病院の経営についての重要事項の調査・審議を行う「西宮市病院事業経営審議会」の委員のうち1人を公募します。任期は平成28年4月1日から2年間。

申込書等は、同病院経営企画課(同病院3階)で配布するほか、同病院のホームページ(<http://www.hospital-nishinomiya.jp/>)からダウンロードできます。

【対象】平成28年4月1日現在、20歳以上の人。在勤者可 ※本市の職員・市議会議員を除く

【申込】所定の申込書に小論文を添えて2月26日までに郵送(消印有効)かEメールで同病院経営企画課(0798・64・1515)へ。持参も可

【選考】書類審査と面接

◆大社児童センターを再開 工事完了により2月8日から開館。問合せは子育て総合センター(0798・39・1521)へ

◆人権擁護委員を委嘱 次の皆さんのが人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。人権問題の相談業務や啓発活動を実施。問合せは人権平和推進課(0798・35・3320)へ ▷ 池上妙子、池田美紀、梅木彰、下村笑子、辰馬勝、谷端律男、森本幸子、屋代鶴夫、亀若浩幸、武田純、谷口富士代 (敬称略)

◆清涼飲料水自動販売機の設置事業者を募集 設置場所は地区市民館、共同利用施設。設置期間は平成28年4月～33年3月。申込は所定の申込用紙を2月4日～10日に市民協働推進課(市役所本庁舎7階 0798・35・3197)へ持参を ※申込用紙等は1月18日～2月10日に同課で配布するほか、市のホームページ(事業者向け情報→入札・契約)からダウンロード可。入札日は2月15日

4月から市税の猶予制度が変わります

平成27年度の税制改正で地方税における猶予制度の見直しが行われ、28年4月から「徴収猶予」「職権による換価猶予」に加え、「申請による換価猶予」が設けられることになりました。

「申請による換価猶予」とは、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当する場合、換価の猶予が認められるものです(他の市税に滞納があれば原則、猶予不可)。猶予期間中は延滞金が軽減され、財産の差押えや換価(売却)が

猶予されます。申請期限は納期限から6カ月(市県民税、固定資産税・都市計画税は納期限から6カ月か第1期納期限から1年間のいずれか遅い方)です。申請の際は、猶予に該当する事實を証明する書類および収支、財産などを明らかにする書類の提出が必要です。また原則、担保提供が必要です。28年4月1日以降に納期が到来する市税から適用されます。

納期内納付が困難な場合はご相談ください。

問 **納税課(0798・35・3244)**

市立小・中学校入学予定者へ就学通知書を送付

教育委員会は、4月に市立小・中学校に入学予定の幼児・児童の保護者に就学通知書を送付します。

同通知書は、住民基本台帳・就学申請書をもとに作成しています。1月末までに届かない場合は、学事課へ連絡してください。

また、次に該当する人で、まだ同課に届け出ていない人も連絡してください。

①私立学校等へ入学する場合

※「入学許可書」等を同課へ持参か郵送を(市立小学校卒業後、私立中学校等へ入学する場合は小学校へ提出を)

②住民登録の住所と、現住所が異なる場合(市外の小・中学校に入学する市外在住者で本市に住民登録をしている人も含む)

③市内在住の外国籍の人で新たに市立小・中学校への入学を希望する場合

問 **学事課(0798・35・3850)**

善意の寄託

【10月分】《市宛て》★「青い鳥」福祉基金へ 村田泰造、毎日新聞 岩尾販売所・南甲子園販売所 所長 板見英樹、全建総連・阪神土建労働組合青年部、ベイ・コミュニケーションズ、匿名2件=合計28万9200円 ★奨学生基金へ 浜中第9回卒業・学年同窓会=3万円

《社会福祉協議会宛て》★善意銀行へ匿名3件=合計2万3000円 ★物品の寄付 匿名2件(拭き取り布) (敬称略)

当選者に1000円分図書カード★

本紙1月1日号 新春クイズの答えを紹介

本紙1月1日号8面に掲載した「新春クイズ2016 西宮なんでも○×クイズに挑戦するでござる!」に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。

正解は「に」でした。各問題の誤っている部分の正しい答えは下記のとおりです。応募総数は、397枚で、正解は356枚でした。抽選の結果、当選した25人の皆さんに図書カード1000円分を送ります。

問合せは広報課(0798・35・3400)へ。

【各問題の答え】A2…墓地▷B2…名塩紙▷B3…屋上庭園▷B4…1位▷B5…洋菓子園遊会▷C2…ミニマーメイド号▷C3…水色▷C4…ボタン鍋▷C5…自動で点火される▷D3…さくらやまなみバス▷D4…西宮砲台▷D5…宮水▷E2…フアイト